

改正

令和3年2月1日告示第6号

信濃町元気な地域づくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、活力あふれる信濃町づくりを進めるために、区、行政区及び団体（以下「団体等」という。）が、住民協働により、自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出す事業に要する経費に対し、予算の範囲内で信濃町元気な地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区 区及びそれに準じる自治会組織
- (2) 区長 区をまとめる長
- (3) 行政区 信濃町行政区設置規則（平成29年信濃町規則第8号）第2条に規定する行政区
- (4) 団体 信濃町内で公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 区長
- (2) 行政区をまとめる長
- (3) 団体の代表者

(交付対象事業)

第4条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業のうち、第1条に規定する趣旨に則した事業とする。

- (1) 地域の活性化に関する事業
- (2) 保健、医療及び福祉の充実に関する事業
- (3) 子育て環境の充実に関する事業
- (4) 教育及び文化の振興に関する事業
- (5) 安心・安全な地域づくりに関する事業

- (6) 環境保全及び景観形成に関する事業
- (7) 産業振興及び雇用拡大に関する事業
- (8) その他町長が認める事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は、交付対象としない。

- (1) 国、県及び町等の公共団体又は公益団体等からの補助金等の交付を受けた事業
- (2) 政治団体又は宗教団体の活動に関する事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
(交付対象経費)

第5条 交付の対象となる経費は、前条第1項の事業の実施に直接的に必要、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とし、原則として別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 団体等の運営や経常的な活動に要する経費
- (2) 団体等の構成員による通年行事等のための会合の飲食費
- (3) 団体等の構成員に対する人件費及び謝礼
(交付金の補助率等)

第6条 交付金の補助率及び交付限度額は次のとおりとする（千円未満は切り捨て）。ただし、交付対象経費が10万円を超える事業のうち、交付金の額が10万円に満たないものについては、交付額を10万円とする。

事業区分	補助率	交付限度額
交付対象経費10万円以下の事業	10分の10以内	10万円
交付対象経費10万円を超える事業	4分の3以内	30万円

2 前項の規定にかかわらず2以上の団体等が共同して行う事業において、町長が必要があると認めるときは、予算の範囲内で交付金の額を定めることができる。

3 実施期間は、第10条の規定による交付の決定のあった日の属する年度の3月31日までとする。
(交付回数に限度)

第7条 交付対象事業は、同一年度において1団体当たり1事業までとする。
(事業の継続の特例)

第8条 第4条第1項の規定による事業であって、継続することにより効果があると認められる事業については、次年度以降も継続して交付対象とすることができる。ただし、この場合において継続できる期間は2年度とし、交付金の額の総額は60万円を上限とする。

(交付金の交付申請)

第9条 交付金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を信濃町元気な地域づくり交付金交付（変更承認）申請書（様式第1号）に添付し、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 信濃町元気な地域づくり交付金事業実施計画書（任意様式）
- (2) 信濃町元気な地域づくり交付金事業収支（変更）予算書（様式第2号）
- (3) 規約、会則又は総会資料等団体の概要が分かる書類（任意様式）

(交付の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、第17条に定める信濃町元気な地域づくり交付金事業審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いたうえで内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定した場合は、信濃町元気な地域づくり交付金（変更）交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に対し速やかに通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第11条 交付申請者は、前条の規定により交付の決定を受けたのち、次のいずれかに該当することとなったときは、町長にあらかじめ変更の申請をし、承認を受けなければならない。

- (1) 交付の申請をした額に増額又は減額が生じた場合
- (2) 申請事業の根幹となる部分を変更する場合

2 規則第8条第2項の規定は、変更の申請について準用する。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、信濃町元気な地域づくり交付金事業実績報告書（様式第4号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 信濃町元気な地域づくり交付金事業収支決算書（様式第5号）
- (2) 領収書等の写し

(3) 活動の実施状況を写す写真及び資料等

(交付金の額の確定)

第13条 規則第13条の規定による通知は、信濃町元気な地域づくり交付金の額の確定通知書（様式第6号）により、交付申請者に対し速やかに通知するものとする。

(交付金の請求)

第14条 前条の規定により額の確定を受けた者が、交付金の交付を受けようとするときは、信濃町元気な地域づくり交付金交付（前払）請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(前払)

第15条 町長は、交付金事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の10分の8以内の額を前払により交付することができる。このとき、交付を受けようとする者は、信濃町元気な地域づくり交付金交付（前払）請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第16条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取消し、又はすでに交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付金を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 交付金をほかの用途に使用したとき。

2 町長は、交付金事業の交付の決定を取り消したときは、信濃町元気な地域づくり交付金事業交付金取消決定通知書（様式第8号）により交付対象者に対し通知するものとする。

(審査会の設置)

第17条 第9条の規定により申請された事業が、この要綱の目的及び第4条各号に規定する条件に該当するか否かを審査するため、審査会を設置する。

(組織)

第18条 審査会は、町長が任命又は委嘱する次に掲げる者で組織する。

- (1) 信濃町副町長
- (2) 信濃町社会福祉協議会の職員
- (3) 信濃町公民館長

2 委員の任期は、事業年度の3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審査会に委員長を置き、信濃町副町長をもって充てるものとし、委員長は、審査会を総理する。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査会の会議)

第19条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員全員が出席しなければ開くことができない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(信濃町地域活動支援交付金交付要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い信濃町地域活動支援交付金交付要綱（平成27年信濃町告示第22号）は、廃止する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成37年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則（令和3年2月1日告示第6号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の信濃町元気な地域づくり交付金交付要綱第15条の規定は、令和2年度の申請分から適用する。

別表（第5条関係）

科目	交付対象経費	備考
賃金	資格者、技術者等の作業賃金	団体等の構成員への労務対価は除く。
報償費	講師又は指導者等への謝礼、調査又は研究に係る報償費等	団体等の構成員に対する報償は除く。
旅費	外部から招聘する講師又は指導者への交通費及び宿泊費	

消耗品費	事業の実施に直接的に必要な消耗品	参加賞、景品等は除く。
食糧費	講師若しくは指導者等に提供するもの 又はイベント等において飲食が事業の一部になっている場合の食糧費	会議、懇親会等の食糧費は除く。
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料、パンフレット等の印刷製本費	
通信運搬費	案内の送料等	
保険料	事業の実施に必要な保険料（参加者、講師等の保険料を含む。）	
委託費	団体の構成員では行うことが困難又は外部委託したほうが効率的なもの	
備品購入費	事業の実施にあたり必要不可欠と認められる備品の購入費	団体等が日常的に使う備品は除く。
原材料費	事業に直接必要な材料代	
その他	上記のほか、事業の実施に必要であると町長が認める経費	

様式第1号（第9条、第11条関係）

信濃町元気な地域づくり交付金交付（変更承認）申請書

年 月 日

信濃町長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度信濃町元気な地域づくり交付金事業について、次のとおり
交付金の交付（変更の承認）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 事 業 名	
申 請 区 分 番 号	
事 業 の 実 施 予 定 期 間	交付決定日 から 年 月 日まで ※継続する事業は、その継続する期間を記入すること。
申請事業費の総額	(円) 円
交付金交付申請額 (千円未満切り捨て)	(円) 円
申請事業の目的・ 概要・特徴など (変更の場合は、 変更の内容)	
事業を行う事による 効果 (継続事業について は継続する必要性も併せて記載 すること)	
添 付 書 類	①事業実施計画書（変更の場合は、変更後の計画書）（任意様式） ②交付金事業収支（変更）予算書 ③規約、会則又は総会資料等団体の概要が分かる書類（任意様式）

※変更の場合は、上段（ ）欄に変更前の額を記入すること。

団体の名称 _____

申 請 事 業 名	
-----------	--

1 収入の部

(単位 円)

収入の種類	予 算 額	内容説明（算出基礎額等）
①元気な地域づくり交付金		
②		
③		
収 入 合 計		

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

※変更の場合は、上段に（ ）書きで変更前の額を記入すること。

2 支出の部

(単位 円)

支出の項目	予 算 額	内容説明（算出基礎額等）
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
支 出 合 計		

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

※変更の場合は、上段に（ ）書きで変更前の額を記入すること。

第 号
年 月 日

様

信濃町長

年 月 日付で交付の申請のあった信濃町元気な地域づくり交付金については、次のとおり交付（不交付・変更）することに決定したので、通知します。

交 付 年 度	年度
事 業 名	
支援金交付決定額	円

交付の条件

- 1 交付金は、その目的以外に使用しないこと。
- 2 次の場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - (1) 事業に要する経費配分を変更する場合
 - (2) 事業の内容を変更する場合
 - (3) 事業の中止又は廃止をしようとする場合
- 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- 4 当該交付要綱のほか信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号）の規定に従うこと。
- 5 事業完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- 6 次の場合には、交付金の全部又は一部を返還しなければならない。
 - (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件でその他法令又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
 - (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

様式第4号（第12条関係）

信濃町元気な地域づくり交付金事業実績報告書

年 月 日

信濃町長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度信濃町元気な地域づくり交付金事業実績について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

事業名	
交付決定年月日等	年 月 日付 第 号
交付決定額	円
実績の概要 (内容・効果など)	
添付書類	① 交付金事業収支決算書（様式第5号） ② 領収書等の写し ③ 活動の実施状況を写す写真、資料等

団体名 _____

申 請 事 業 名	
-----------	--

1 収入の部

(単位 円)

収入の種類	決 算 額	内容説明（算出基礎額等）
①元気な地域づくり交付金		
②		
③		
収 入 合 計		

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

2 支出の部

(単位 円)

支出の項目	決 算 額	内容説明（算出基礎額等）
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
支 出 合 計		

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

様式第6号（第13条関係）

信濃町元気な地域づくり交付金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

信濃町長

年 月 日付 第 号で交付決定した交付金について、交付金事業実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

事業年度	年度
事業名	
交付決定額	円
交付金確定額	円

様式第7号（第14条、第15条関係）

信濃町元気な地域づくり交付金交付（前払）請求書

年 月 日

信濃町長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度信濃町元気な地域づくり交付金について、次のとおり（前払）
請求します。

事 業 名				
交 付（ 決 定 ） 確 定 年 月 日 等	年 月 日 付 第 号			
交 付（ 決 定 ） 確 定 額	円			
前 払 済 額	円			
今 回 請 求 額	円			
振 込 口 座	金 融 機 関 名	銀 行 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合		支 店 支 所
	口 座 種 別	当 座 ・ 普 通		
	口 座 番 号			
	(フリカゝナ)			
	口 座 名 義			

信濃町元気な地域づくり交付金事業交付金取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

信濃町長 印

信濃町元気な地域づくり交付金交付要綱第14条第1項の規定により、下記の事業の交付金の交付を取消することを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 事業名
- 3 取消決定額 円
- 4 取消理由

（教示）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、信濃町長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定に基づき、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に信濃町を被告として、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において信濃町を代表する者は、信濃町長となります。）